

盛岡市監査委員告示第 36 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 25 年 11 月 26 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	藤 尾 善 一
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 25 年 7 月 2 日付け 25 盛監第 33 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 上下水道局及び盛岡市立病院事務局に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

25 盛水総第 214 号

平成 25 年 9 月 30 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 25 年 7 月 2 日付け、25 盛監第 33 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 上下水道局 下水道整備課）

業務委託契約に当たり、受注希望型指名競争入札において委任者の印が異なる委任状を受理していたものが 1 件見られたので適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

課内ミーティングにおいて、今回の指摘事項及び契約検査課作成の契約事務の手引きに従った適正な業務遂行、契約事務全般に関する文書等の内容確認について周知し、さらに今後の具体的な再発予防策においても確認し、契約事務全般に関し細心の注意を払うよう意思統一を図った。

(2) 原因及び再発防止策の内容

入札時に提出された委任状受け取り時の確認不足と契約締結に関する決裁に当たったの確認不足が原因であった。

今後においては、入札執行時における提出書類確認及び決裁者全員による契約締結に関する書類確認を徹底することにより再発防止に努める。

25 盛水総第 214 号

平成 25 年 9 月 30 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 25 年 7 月 2 日付け 25 盛監第 33 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 上下水道局 下水道施設管理課）

業務委託に係る随意契約の締結に当たり、見積額が予定価格に納まらず協議に移行した後、見積書を徴取せず契約額を決定し、委託契約を締結しているものが 2 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

協議により決定した場合でも見積書を徴取するよう、決裁者及び職員に周知徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

予定回数の見積合せでは予定価格に納まらず、最低価格で見積りした者と協議により決定した場合は、見積経過表欄外に協議内容を記載していたが、今後は併せて「協議による見積書」を相手から徴取するよう財務規則及び契約事務について課長から課員に対し周知徹底を図り、実践している。

25 盛水総第 214 号

平成 25 年 9 月 30 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 25 年 7 月 2 日付け 25 盛監第 33 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 上下水道局 玉山事務所）

工事請負契約に当たり、指名競争入札において入札書に代理人の氏名及び押印がないものが 2 件みられたので、適正な事務執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

入札事務の執行について、契約事務及び決裁に関わるすべての職員がチェック表を用いた相互確認を行うこととするとともに、7 月 26 日の課内ミーティングで契約事務及び入札書の内容の確認について、水澤所長より所員 8 名に対してチェック表による確認事項の説明を行い、間違いやすそうな事項を再確認した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

入札書の開札時の確認と決裁時の再確認不足が原因であったことから、所属長による入札事務のチェックポイントについての課内研修を行ったほか、契約事務実施時には、所属長、文書主任、担当者が必ず入札書の内容の再確認を行うこととし、再発防止に努める。

25 盛病医第 3 号

平成 25 年 9 月 26 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 25 年 7 月 2 日付け盛岡市 25 盛監第 33 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 盛岡市立病院事務局 医事課）

業務委託料の支払いに当たり、業務委託契約書に定める方法によらず支出している事例が 2 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

業務委託仕様書を再確認し、適正に事務処理を行うよう決裁権者及び担当者を指導した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

決裁権者及び担当者の確認不足が原因である。今後、決裁権者及び担当者は、業務委託料等の支払いに係る決裁及び起案に際し、業務委託仕様書等に定めた支払い時期や支払額等を一覧にまとめた「支払い確認リスト」を作成し、適正な支払い時期等であるかの再確認を徹底する。